

# 婦人保護事業とは何か その過去・現在・未来へ向かって

婦人母子問題研究会

## 一 はじめに

### ① 婦人保護事業とは

昭和三十一年五月「売春防止法」の制定によって「集娼制の廃止に伴う売春婦等の保護更生に関する実施機関」として発足したものである。

法制定当時、赤線あるいは青線と呼ばれる管理売春地帯やその周辺で、売春生活を送っていた女性たちが「管理売春の禁止」を規定した法の制定によって路頭に迷うことのないよう、今後の生活についてさまざまな見地から援助していく機関として、婦人相談員・婦人相談所・婦人保護施設の三者が設置され、既に四半世紀が経過している。

その後の売春状況の質的な変化に伴って、昭和四十五年厚生省内規が出され、転落未然防止の見地から、婦人保護事業の対象者を拡大し、一般女性の相談援助活動も行っている。

そして今、婦人保護事業は婦人問題のルーツである売春問題の専門機関として、今日の社会的状況を十分踏まえた新しい対応が求められているところである。

### ② 自主研究に応募

婦人保護事業は婦人相談員が置かれている福祉事務所の中でさえ、詳しくは知られていない事業である。こうした婦人保護事業を正しくとらえるために、婦人相談員が中心となり福祉事務所・児童相談所のケース・ワーカーが参加して職員研修所の「行政問題自主研究Bコース」に応募し、自主研究を行った。

## 二 研究テーマ設定と報告書

### ① 研究テーマ

⑦ 婦人保護事業の歴史的・社会的背景Ⅱ  
婦人問題の最底辺に存在する売春問題を理解するためにⅡ

本事業のベースである「売春防止法」を生み出した歴史的・社会的要因は何か。四百年に及ぶ公娼制を支えた日本の

社会制度（封建体制下における家族制度と女性の地位）を見ずえながら、明治以来の苦闘の廃娼運動史をとらえる。

⑧ 婦人保護事業の現在の状況Ⅱ人間関係の基本である性問題を理解するためⅡ

「売春防止法」はなぜ必要だったのか。法制定後の、売春状況の質的变化を的確に押えた上で、婦人保護事業の原点を振り返りながら現状を見つめる。

⑨ 婦人保護事業の今後のあり方Ⅱ婦人保護事業の新たな構築をめざしてⅡ

婦人保護事業の歴史的・社会的背景と、現在の状況を踏まえた上で、総合的な視点に立って将来像を模索する。

### ② 報告書作成へ

テーマは①に述べた内容で、半年の研究を終え、五十八年九月にその報告書「婦人保護事業とは何か」が完成した。

報告書は一八〇頁にわたるもので、すべてをここで紹介することはできない。そのため報告書の「第五章・横浜市の状況

について」からその一部を抜粋してまとめてみた。

## 三 横浜市の状況について

### ① 婦人保護事業について

△さらに理解を深めるために▽

### ⑦ 売春防止法成立までのこと

「売春防止法」は昭和三十一年五月に成立した。当時は「売春制度が青年の性のはけ口として有効な役割を果たしている」「良家の子女の防波堤になっている」「必要悪論が罷り通っていた社会状況の中で、さまざまな分野の婦人団体、宗教団体が超党派の婦人議員団と呼応して結実させたものであり、「女性の人権を守る」という性格がある。

### ⑧ 売春防止法成立前夜のこと

当初この法律は「売春禁止法」を目標としていた。しかし、「必要悪」として反対論を展開する男性議員が多数をしめる国会で、幾たびも審議未了・廃案となり、ようやく「売春防止法」として成立した。

## ⑤ 売春防止法の成立

△その内容について批判と評価▽

① 売春行為は処罰されない ② 処罰規定の必要性 ③

売春防止法には売春行為そのものに対する処罰規定がない。第三条に「何人も売春をし、その相手方となつてはならない」という売春に対する禁止宣言（倫理規定）があるだけである。

日本における売春は、歴史的に国家によって保障されてきた（公娼制）という状況があるため、倫理規定のみで売春をなくすことは不可能である。

④ 売春類似行為も処罰規定がない  
トルコ風呂が売春の単箱といわれ、管理売春の復活と指摘されながらも、売春防止法による取締対象にはならない。

これについては報告書の「第一章・Ⅲ 売春防止法について—トルコ風呂問題を中心に—（金田純子弁護士）」に詳しく整理されているが、トルコ風呂が「異性の客に接触する役務を提供する個室付浴場業」として、風俗営業取締法によって許可されていること、その中で「異性の客に性的サービスを行うだけで売春ではない」とするトルコ風呂営業者の言い分が通用していること、トルコ風呂のような性交類似行為に対する取締規定が売春防止法にはないというのが実態である。

⑤ 女性だけが刑事処分をうける ⑥ 両罰制

## の必要性 ①

処罰の対象となる行為については売春防止法第二章に明記されている。この処罰規定（第五条—一六条）の中で法制定当初から問題点として指摘されている第五五条は、「公衆の目にふれるような方法で人を売春の相手方となるよう勧誘すること」という内容である。「公衆の目にふれない方法なら可」という解釈も成り立つような規定であり、売春行為そのものに対する罰則規定が存在しないことと併せて、売買春が法的に許容されているのではないかと印象は免れない。

同時にこの五五違反の検査は売春側（女性）のみで、買春側（男性）は処罰の対象にならない。女性のみ検査され、懲役か罰金が決定されるといふ片手落ちの刑事処分になっている。

⑦ の第三条は男女両性に対する倫理規定として解釈するのが自然であろう。ならば刑事処分もまた男女両性に等しく連動しなければならぬと思う。

## ⑧ 売春防止法の意義

売春防止法が成立当初からかなりの問題を包含しながらも、国家による正式な売春否定宣言として、長かった日本の国家公認の売春史に終止符を打った意義は非常に大きい。

さらに管理売春・売春助長行為について第二章で刑事処分の対象として明確に

されている意義も見逃してはならない。

これは従来の売春法制の流れとはかなりの相違を感じる。例えば明治五年の娼妓解放令、明治四十四年の娼妓取締規則においては必ず集娼（管理売春）容認への抜け道が準備されているという特徴があった。戦後においても昭和二十一年日本政府（府）出された連合国最高司令官の「公娼廃止に関する覚書」をうけて、政府は公娼制度（娼妓取締規則）を廃止するが、即「事務次官会議」を開催し特殊飲食店いわゆる赤線・青線という集娼地域を指定して、その地域内における売春は認めるといふ会議決定が出されている。

法律は作るがどこかで必ず骨抜きにされていた日本の売春法制を振り返る時、管理売春（集娼制）否定の精神が、第二章でキチンと規定されている点に注目したい。

## ⑨ 売春防止法成立後のこと

昭和三十一年五月、売春防止法の制定によって「集娼制の廃止に伴う売春婦の保護更生機関」として婦人保護事業が発足し、婦人相談員・婦人相談所・婦人保護施設が設置され、この三者による援助活動を開始して約二十七年、その相談内容は大きく変化してきた。

婦人保護事業の対象として取扱う婦女子の範囲は当初は次の通りであった。

① 売春歴を有する者で、現に保護指導を必要とする状態にあると認められる者  
② 売春歴は有しないが、その者の生活歴・性行・又は環境に照らして放置すれば、近い将来転落するであらうと認められる者

売春防止法は昭和三十一年公布、二年の猶予期間において昭和三十三年法全面施行となった。この期間は①の要保護女子が顕在しており、その更生相談が主であった。

法全面施行後は、売春は法の網の目をくぐり抜けるために、カモフラージュしながら潜在化してゆき、警察署や検察庁から送られてくる①の要保護女子は次第に減少していった。しかも五五（勧誘）違反で検査されるものは、法施行により更生した女子が再転落したもので、保護更生の希望も薄く、能力的な問題があったり、更生指導が困難な状態になっていった。

一方で本人自身が福祉事務所等に行き相談する②の要保護女子、また①②のどちらでもない「その他」の女子の割合が増加していった。

しかしながら相談件数の総数としては減少の傾向をたどり、①の要保護女子の更生指導が困難なこと、②の要保護女子等の相談の割合が増えていることから、

昭和四十五年厚生省は「婦人保護事業の対象について」という局長通知を出して、要保護女子の範囲を広げた。

③当面転落するおそれは認められな  
いが、正常な社会生活を営む上にお  
いて、障害となる問題を有する者で、  
その障害を解決すべき他の専門機関  
がないため、正常な社会生活を営め  
ない状態にある者

これは転落未然防止の立場から窓口を  
広げ、転落女子の保護更生指導とともに  
保護、援助を必要とする一般婦人の相談  
も受けけるということになったのであ  
る。

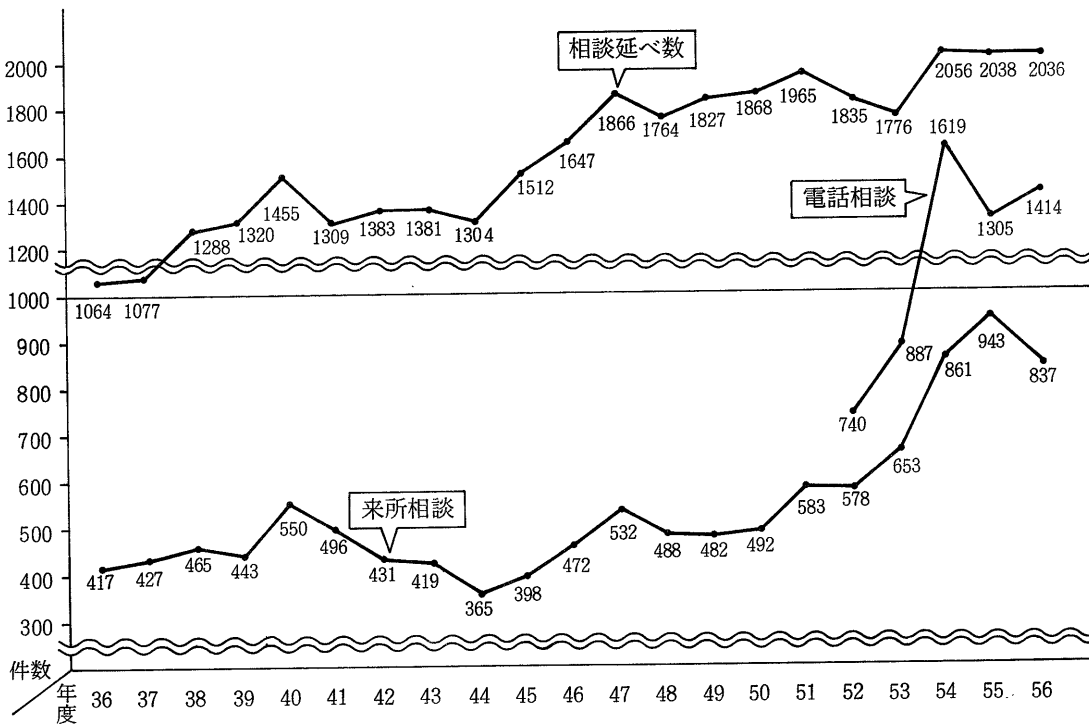
② 横浜市の状況について

⑦ 統計にみる現在の状況

横浜市においては、昭和三十一年に三  
人、二年後の全面実施時に三人、計六人  
（現在も常勤三、非常勤三、計六人で一  
人が二、三区を兼区している）の婦人相  
談員を設置し、要保護女子の保護更生に  
あたってきた。

その推移については①―⑥で述べたも  
のと同じであるが、昭和四十五年厚生省  
局長通知により一般婦人の相談も受け  
けるようになり、次第に取扱件数が増え  
てきた。昭和四十六年になると、相談件

図一 相談数の推移



表一 受付状況（経路別）

項目	本人 自身	警察 関係	法務 関係	婦 相談所	人 福事	社 務所	その他 関係	知 人等 縁故者	その他	計	延べ数
52	320	13	10	70	101	40	24	0	578	1,835	
53	393	17	7	24	102	73	34	3	653	1,776	
54	549	12	6	25	153	75	41	0	861	2,056	
55	591	11	9	17	158	86	64	7	943	2,038	
56	617	17	12	10	93	45	41	2	837	2,036	

数四二七件のうち売春歴のある者、また  
は恐れのある者は二三七人、その他が二  
三五人とはほぼ同数になり、その後はさま  
ざまな問題を抱えた女性の相談が増えて  
きている。

五十年代に入り、転落未然防止での一  
般婦人相談を含めた相談実数が増加して  
いく中において、相談延べ数が横ばいな  
のは、転落した女性に比べ、一般婦人相

談の指導は、短期間で解決する場合は多いためである。

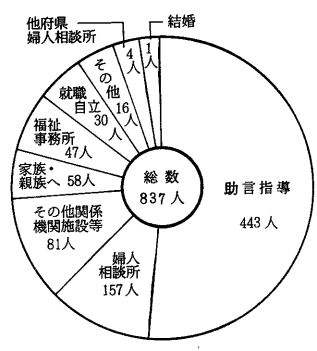
④ 受付状況

五十六年度取扱件数の七三％は、本人が直接相談に来所している。これは婦人相談の窓口が福祉事務所内に置かれてあることを知り訪れる者と、とにかく福祉事務所へ行けば何らかの援助があるだろうと来所する者で、ここ数年漸増してきている（五十二年二五・五％、五十三年二六・〇％、五十五年二六・二％）。

昭和三十六年当時は、転落した要保護女子を発見する主要な窓口である警察署・検察庁・婦人相談所等からの依頼が多く、売春防止法関係機関がフルに機能していた。現在こうした機関が効果的な機能を果たしえないのは、売春の形態が多様化し潜在化して取締りが思うようにならないことが原因と思われる、新たな対応が求められているといえる。

⑤ 主訴状況

図一 主訴状況 (56年度)



五十六年度の来所により取扱った八三七人のうち、六〇・三％（五〇五人）は家族問題に関する相談で、売春関係の更生相談の六・三％（五三人）を大幅に上回っている。この割合は五十二年より約二〇％増え、今後もその傾向は続くと思われる。その理由として、婦人相談に対する新しい社会的ニーズが出てきたこと、婦人相談の対象者がかなり一般化してきたことがあげられる。

急激な都市化現象によって地域社会での相互扶助がうすれ、また核家族化により従来あった家庭機能が低下し、家庭内の問題を解決できないまま頼る人もなく悩んでいる婦人が増えている。たとえば①夫の酒乱・暴力・怠惰から逃げられず困り果てている母子。②離婚後の生活設計が立てられず、不安な生活をしている母子。③軽度の精神や心身に何らかの障害があつて、社会生活が不安定な女性。④単身で帰住先のない精神病寛解女性。⑤夫婦関係、嫁姑関係等家庭内の問題で悩み苦しんでいる女性等々……。

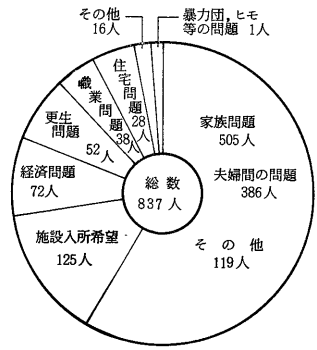
これは他の法律や施策が充実しておらず、婦人保護事業で援助し対応せざるを得ないという状況があり、転落未然防止という広い解釈で行っている。それでは、全く売春歴のある者の保護更生相談がなくなったのか？件数は減少

したが、管理売春やヒモ・暴力団のために人格を破壊され、ポロポロになって保護を求めてくる女性は相変わらず後をたない。

次にこれらの問題をつくり出した要因について触れたい。さまざまな問題を抱えて訴えてくるケースに共通していることは、恵まれない養育環境にあったこと（たとえば、片親、両親の不仲、父親の酒乱、浪費といった問題をもつ家庭環境）、そのために性格形成の大切な時期に大人の問題に振り回されて、落ち着いた生活ができなかったり、経済的に苦し十分通学できずにいた者が多い。

これは情緒・情操等の正常な発達に大きく影響し、判断力がつかないまま未成熟な大人として、社会性が欠如した状態で社会に出、不安定な仕事（水商売）に就いたり、安易な結婚と離婚を繰り返す傾向があり、さまざまな場面で問題を起

図二 処理状況 (56年度)



こし、相談及び保護を求めて来所するという状況がある。

⑥ 処理状況

五十六年度取扱件数のうち、五二・九％は助言指導を行っている。相談に訪れる多くのケースに必要なことは、制度等の利用ではなく、主に心理的な支えと今後の生活を安定するための助言であることがわかる。住宅・経済を含む夫婦・家族問題や職業問題については、他の機関（福祉事務所・家庭裁判所・職業安定所・婦人職業相談室・社会福祉事業団）等を紹介することが多い。

しかし夫の暴力からの逃避や浮浪等の相談については来所を指示し、婦人相談所へ一時保護を行い、その後面接を重ね、帰宅、帰郷、就職等について指導したり他施設・他機関へ移管している。このような新しい要保護女子の相談には緊急で適切な処理が要求されている。

統計からみてもわかるとおり、就職し、完全に自立していく者が三・五％と少ない。これは就職に際し、依然として残る女性への低賃金・単純労働等の雇用上の男女差別問題、子どもを抱えているための保育所の問題、さらに対象者自身の能力の問題等で、パートタイムや内職程度の不安定な仕事にしかつけない現状があるからである。女性の自立にとって職業問題が重要な課題である。

④年齢状況

来所者を年齢別にみると、三〇代が最も多い。この年代は子どもの教育に手がかかったり、夫との関係の中だるみが生じたり、一人の女性としての自立を考えなおす時期とも重なり、波風が起きやすい年代である。

また最近の傾向として五〇代以降の売春歴のある単身者が保護を求めて来所する。この場合、本人の知能・情緒・性格面に問題があったりすることが多く、早い時期の更生指導が望まれる。

「売春はゆっくりとした自己崩壊への道である」と語った兼松左知子さんの言葉どおりの現実がある。

さらに数は少ないが、一九歳未満の女子中高生など少年年の家出、不純異性交遊、妊娠、中絶、売春といった相談もあり、健全な環境づくりや正しい性教育が重要となってきた。

⑤横浜市の特徴

県下最大の風俗営業を抱えている横浜市の相談取扱件数は二、三五一件、神奈川県全体の四、五一一件の五二%となっており、中心地域としての多発性が特徴づけられる。

以上見てきたとおり、地域の女性たちの多様な相談ニーズに対応している状況がある。詳しい事例や統計については報告書にまとめてあるので、御一読頂ければ幸いである。

四——まとめ

売春とは微妙な問題である。「性」という行為自体が極めてプライベートなものであり、売春をしている可能性の高い女性であっても、人権を守るといふ立場からも決めつけることはできない。

また警察署や検察庁から送られてくるケースについても、「好きでやっているから」とか「これだけの収入を得られる仕事はない」と、更生の意欲が低い者が多く、そのアプローチは困難である。

その一方で、家庭問題等からくる一般婦人相談が増加しており、婦人相談員・福祉事務所等の関係機関は日々の対応に追われている状況がある。

これは「売春防止法」に基く婦人保護事業そのものが再構築を迫られているのではないだろうか。事実、厚生省では昭和五十七年九月「婦人保護行政の今後」という通知を出して、理論の再構築の方向を検討している。

しかし横浜においては、婦人相談員が常勤三・非常勤三・計六人しかいないという状況であり、公的相談機関としての責任を十分に果たしているとはいえない。また婦人相談所、婦人保護施設についても市独自では持たず、県の婦人相

談所・婦人保護施設（県内に各一カ所ずつしかない）に依頼している現状である。こうした状況ではまず、婦人相談体制の整備・充実が早急に望まれる。相談体制が整備されれば、私達が重要であると考えている「啓蒙・啓発活動」、特に教育サイドとの連携によって、「トータルな人間の生きざまとしての性のあり方」を伝えていくことで、前出のような売春の可能性の高い女性、更生意欲の低い女性達に対するアプローチとなるのではないだろうか。

また一般婦人相談に対してもその種々多様なニーズに対応することが可能になり、転落未然防止の機能を効果的に発揮することができると思われる。

なお、「婦人保護事業とは何か」の報告書は、「婦人母子問題研究会」より自費出版されている。（編集部注）

- △有元和子 〓 神奈川県保護課 / 石橋明子
- 〓 同区同課 / 荻野かつ子 〓 南区保護課 / 小泉美枝 〓 同区福祉課 / 河野由利子 〓 旭区保護課 / 鈴木栄子 〓 神奈川区保護課 / 武井かおる 〓 民生局中央児童相談所 / 武田玲子 〓 保土ヶ谷区保護課 / 田附ゆきえ
- 〓 西区福祉課 / 土井良多江子 〓 神奈川区福祉課 / 安田雅 〓 港北区福祉課

表一 2 「売春の形態」の変遷

時代状況	売春の形態	参考文献
原始 （原始農業、母権的社会）	巫女説（定説、柳田国男）	1. 売防法獲得20周年記念「売春」『売春婦の歴史』（館 雅子）
古代……古墳時代～平安時代 （階級社会の成立 律令制から荘園制へ） 通い婚、一夫多妻	大化改新～平安遷都 約150年 遊 <small>うかれ</small> 女 <small>め</small> 婦 平安初期～鎌倉 約400年 遊 <small>あそびめ</small> 女 <small>め</small> 、傀 <small>くわい</small> 儡 <small>づ</small> 子	2. 「おんなの歴史」 （もろさわようこ）

時代状況	売春の形態	参考文献
<p>中世……鎌倉時代～室町末</p> <p>(封建制の成立 儒教、仏教の影響、女性蔑視 嫁入り婚の一般化)</p> <p>1193年 遊君別当…源頼朝</p> <p>1528年 傾城局…室町幕府</p> <p>公娼制度の始まり</p>	<p>鎌倉～南北朝</p> <p>白拍子、宿々の遊君</p> <p>長者制の発達</p> <p>南北朝～室町末</p> <p>傾城巫娼</p>	
<p>近世……豊臣～江戸幕府</p> <p>(封建制度の確立 商品経済の発達 公権、私有財産の確立)</p> <p>1589年 官許集娼……豊臣秀吉</p> <p>1617年 吉原の公許…徳川幕府</p> <p>徳川幕府の公娼政策</p> <p>↓</p> <p>{ 冥加金納入、保護の対象 私娼摘発 治安、風紀の取り締り 江戸の男人口の増加</p> <p>幕藩国家の支配貫徹</p> <p>各個別藩における「公娼」とは区別</p>	<p>遊廓時代</p> <p>遊女の身売り</p> <p>身分的隷属関係</p> <p>〈公娼—傾城遊女 私娼—隠売女として取り締り (飯盛女、宿場女郎etc.)</p> <p>幕末 公娼の衰退、私娼の増加</p>	<p>3. 日本女性史</p> <p>「近世」『公娼制の成立と展開』(小林雅子)</p> <p>4. 「売春と前借金」(日弁連)</p>
<p>明治時代</p> <p>(絶対主義的天皇制 資本主義社会の成立 前近代性の残存)</p> <p>1872年 マリアルーズ号事件</p> <p>M. 5年 太政官布告第295号「芸娼 妓解放令」</p> <p>執行の細目は各県に一任</p> <p>6年 東京都「貸座敷渡世規則」 (1867年 梅毒検査院)</p> <p>M. 7年 梅毒院設立</p> <p>M. 22年 群馬県議会廃娼建議案可決</p> <p>M. 26年 密行取り締り強化</p> <p>M. 27年 移民保護規制</p> <p>M. 33年 函館の娼妓坂井フタに対し て「娼妓家業の契約は無効」 の判決</p> <p>M. 33年 内務省令44号「娼妓取締規 則」娼妓の許可制、「警察 処罰令」密売淫の取り締り</p> <p>M. 44年 吉原全焼し、廃娼運動にも かかわらず再建</p>	<p>女工哀史的人身売買、遊廓 家族制度と一夫多妻、存続 ↓ 遊女の人身売買の公認</p> <p>→「牛馬解き放ちの令」より人身売買 の禁止=私娼の増加</p> <p>「貸座敷」営業という形で復活</p> <p>M. 11年ごろより群馬で運動</p> <p>M. 22年矯風会の建白</p> <p>「からゆきさん」密売ルート</p> <p>自由廃業の可能性</p> <p>救世軍の廃娼運動 (暴力団、前借金などの問題)</p> <p>→公娼制の発足</p>	<p>2.4.</p> <p>5. 「家族制度」 (磯野誠一、富士子)</p> <p>6. 「日本の歴史」 (井上 清)</p> <p>7. 「からゆきさん」 (森崎和江)</p> <p>8. 「かながわ婦人」 『横浜遊廓の娼妓たち』 (森田泰子)</p> <p>9. 「婦人保護事業10年のあゆ み」(県民生部)</p> <p>10. 「日本の婦人問題」 (村上信彦)</p> <p>11. 「廃娼運動」 (竹村民郎)</p> <p>12. 「近代女性精神史」 (河野信子)</p>

時代状況	売春の形態	参考文献
大正、昭和 (帝国主義の発展 明治期とかわらぬ家族制度)	明治期の公娼制をひきつぐ貧農の娘達の 身売り (女工や芸妓)	
T. 5年 飛田遊廓設置、反対運動にも かかわらず設置許可		13. 「廃娼ひとすじ」
T. 5年 警視庁「私娼撲滅公娼拡大」 の方針による新規制		
S. 2年 花柳病予防法公布 (S. 6年 満州事変、S. 12年支那 事変)	S. 4年末、内務省警保局調査 {貸座敷指定地 541 " 業者 11,154 娼妓 5万人以上	4. P.32
S. 13年 日本陸軍慰安婦募集	S. 13年～敗戦	14. 「オンナたちの慟哭」 (千田夏光)
S. 19年 女子挺身隊の名で一部を従 軍慰安婦に充当	従軍慰安婦 日本人約5～8万人 ↓ 朝鮮人約5～7万人	
S. 20年 敗戦	兵員35人に1人の割合	
<b>敗戦直後</b>		
(GHQによる占領 婦人参政権実現等民主化の動き) 日本国憲法発布	戦後の混乱 婦女子の生活困窮	15. 「東京都の婦人保護」 『戦後売春小史』 (村瀬 明)
S. 20年8月18日 内務省警保局長よ り各庁府県長官に対し無電 「進駐軍特殊慰安施設につい て」	一般婦子の防波堤	
S. 20年8月26日 RAA協会設立——→(第一回接客婦募集 1360人採用)		
(S. 21年3月 性病の蔓延によりG HQの立入り禁止)	——→街娼、パンパンの発生	
S. 21年1月12日 「公娼制度廃止に 関する件」	日本政府は名称を変更させ公認 (貸座敷業者→接待所 娼妓 →接待婦)	
S. 21年1月21日 GHQ「公娼制度 廃止に関する覚書」 警視庁の集娼政策→GHQの 摘発		
S. 21年9月2日 通達	再度名称の変更 (特殊飲食店 従業婦)	
S. 21年11月4日 次官会議、「公娼 廃止後の風俗対策」	——→赤線、青線が生まれる	
S. 22年1月15日 勅令9号「婦女に 売淫させた者等の処罰に関す る勅令」(27年法令化)	勅令9号はほとんど適用されず	
S. 24年5月31日 都条例第58号「売 春等取締条例」 (宮城、新潟、群馬等でも条 例化)	S. 27年「公娼制度復活反対協議会」 S. 28年「売春禁止法制定促進委員会」 ——→売防法制定を目的とした衆参婦人 議員団 ——→売防法制定へ運動、世論もでてく る	
S. 30年 最高裁前借金無効判決		
S. 31年 政府「売防法」提出 5/24公布		

時代状況	売春の形態	参考文献
<b>売防法制定以後</b>		
<p>(工業化と都市化による家族問題、 性意識の変化 婦人の労働条件の劣悪化)</p> <p>売防法の意義 S. 32～S. 33年経過措置、売春の禁止、公娼制の廃止</p>	<p>業者、売春婦の転廃業</p> <p>S. 33年3月末日</p> <p>転業した業者 19,220人 " 売春婦 46,900人</p>	4. P.68
S. 32年1月 婦人相談所、相談員設置	<p>再度転落の可能性大 片罰性などザル法であるため、実態の改善はむずかしい</p>	16. 「売る春買う春」 『法律からみたトルコ風呂』(井田恵子)
S. 32年6月 一時保護所開始		
S. 32年12月 更生資金など		
※沖縄について		
S. 47年 沖縄復帰 復帰以後、売防法設定	<p>復帰の沖縄</p> <p>(搾取的歩合制 前借金と違約金)</p> <p>復帰後本土化、観光売春基地売春の存続</p>	17. 「売春を考える」 『売春事犯の実態』 (金野義正)
S. 36年ごろから、売防法改正の動き、廃案をくりかえす	<p>復帰後本土化、観光売春基地売春の存続</p> <p>売防法制定以降、取り締りにより、表見的街娼、ポン引きは減少、多様化し巧妙となる(トルコ、モーター、パンマなど)暴力団の介入、女高生や主婦売春など売春の広域化、一般化</p>	18. 「婦人白書」 82年度版 (日本婦人団体連合会編)
S. 41年「風俗営業取締法」一部改正トルコ街をつくりだす		